

境港市男女共同参画推進審議会及び 境港市男女共同参画推進計画について

1 境港市男女共同参画推進審議会

【審議会の位置づけ】

「境港市男女共同参画推進審議会」は、境港市男女共同参画推進条例の規定に基づいて設置しています。

【委員の任期】

2年間

【委員の役割】

境港市男女共同参画推進計画《女(ひと)と男(ひと)とのいきいきプラン》の改定に当たって、内容を審議していただくことや苦情対応などについても、審議会の意見が必要となった場合に意見を伺います。

《参考》

・境港市男女共同参画推進条例

第18条 次に掲げる事項を調査審議するため、境港市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」といいます。)を設置します。

- (1) 第10条第2項の規定に基づく男女共同参画推進計画に関する事項
- (2) 第16条第3項の規定に基づく苦情への対応に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、男女共同参画に関する重要事項

第19条 審議会は、委員10人以内で組織します。

2 委員は、次に掲げる人のうちから、市長が委嘱します。

- (1) 男女共同参画について見識のある人
- (2) 公募に応じた人
- (3) 前2号に掲げる人のほか、市長が適当と認める人

3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはなりません。

4 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 委員は、再任されることができません。

2 現在の境港市男女共同参画推進計画

【計画の名称】

「女(ひと)と男(ひと)とのいきいきプラン」(平成30年12月改定)

【計画の位置づけ】

「女(ひと)と男(ひと)とのいきいきプラン」は、男女共同参画社会基本法及び境港市男女共同参画推進条例の規定に基づいて策定する男女共同参画推進計画で、男女共同参画社会の形成を促進するための指針とするものです。

【現在の計画の期間】

令和元年度～5年度(5年間)

《参考》

・男女共同参画社会基本法第14条第3項

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

・境港市男女共同参画推進条例第10条第1項

市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づく基本的な計画(以下「男女共同参画推進計画」といいます。)を策定するものとします。